

～ 喫煙室設置時の注意点 ～

喫煙可能室設置の場合（既存特定飲食提供施設のみ）

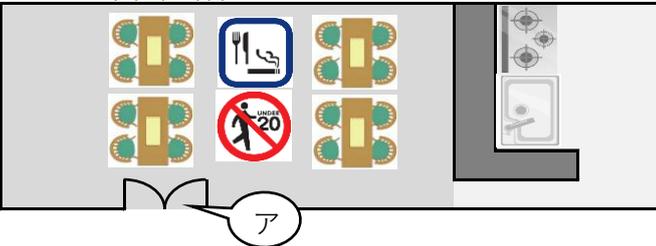
< 既存特定飲食提供施設の条件 >

- 条件1 2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること
- 条件2 資本金または出資の総額が5,000万円以下であること
- 条件3 客席面積が100㎡以下であること
- 条件4 全従業員（同居親族を除く）から喫煙可能室設置の飲食店での勤務について書面で承諾を得ていること

※「条件4」は埼玉県独自のルールです

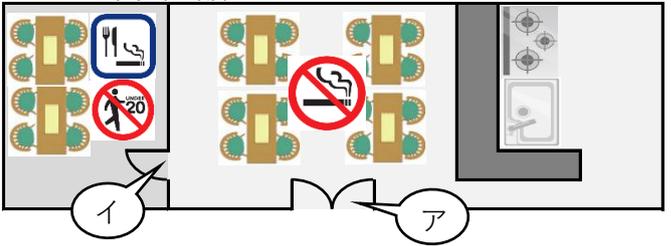
既存の経営規模の小さな飲食店は、喫煙専用室設置等により事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として「喫煙可能室」の設置を可能としています。
 「喫煙可能室」の設置とは、店内の全部または一部を喫煙可能とする方法です。喫煙可能室では、他の客室と同じように飲食等のサービスを提供することができます。

イメージ図（全体）



ア

イメージ図（一部）



イ

ア

注意1 標識の掲示義務

喫煙可能な設備を持った施設には、「喫煙可能室の出入口付近」及び「施設の主たる出入口付近」の2箇所に標識の掲示が義務付けられています。（店全体を喫煙可能室とする場合は、1箇所のみ標識を掲示）

< 店全体・一部を可能室とする場合 >
 施設の主たる出入口付近に掲示
 （上記イメージ図「ア」付近）



< 一部を可能室とする場合 >
 喫煙可能室の出入口付近に掲示
 （上記イメージ図「イ」付近）



標識は、厚生労働省HP
 「なくそう！望まない受動喫煙。」
 からダウンロードできます。
 ※当課でも配布しています。
 ※必要事項を記載していれば、
 任意の様式のものでも
 差し支えありません。

注意2 喫煙可能室設置の要件

喫煙可能室を設置する際は、たばこの煙の流出防止にかかる以下の技術的基準を全て満たす必要があります。

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙が、室内から室外へ流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

※施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする。

注意3 管理権原者の責務

- ① 適切に標識を掲示をすること
- ② 喫煙可能室の技術的基準の維持をすること
- ③ 20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせてはならないこと（お客・従業員・清掃員含む）
- ④ 既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を備え、保存しなければならないこと
 ※資本金・出資の総額がわかる資料（登記・決算書等）、客席部分の面積がわかる資料（店舗図面等）
- ⑤ 喫煙可能室設置施設の営業について、広告・宣伝するときは、喫煙可能室設置施設である旨を明瞭かつ明確に表示すること（ホームページやチラシ等）

店全体を喫煙可能店とする場合は、20歳未満のお客が入店不可、20歳未満の従業員の雇用が不可

注意4 届出書・報告書の提出

未提出の施設は下記担当まで提出をお願いします

喫煙可能室設置施設は、法律に基づく「喫煙可能室設置施設届出書」を提出する必要があります。
 また、埼玉県においては、条例に基づく「喫煙可能室設置届出書」も併せて提出する必要があります。
 ※営業許可更新のタイミングで条例に基づく「喫煙可能室設置報告書」を提出してください。

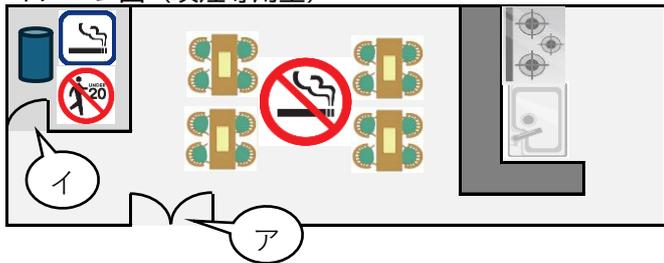
担当先 川越市保健所 健康づくり支援課 健康づくり支援担当
 住所：〒350-1104 川越市小ヶ谷817-1
 ☎：049-229-4121 ☒：kenkoshien★city.kawagoe.lg.jp

～ 喫煙室設置時の注意点 ～

喫煙専用室設置の場合

喫煙専用室以外のすべての店内を禁煙とする方法です。喫煙専用室では、飲食等のサービスを提供することは出来ません。

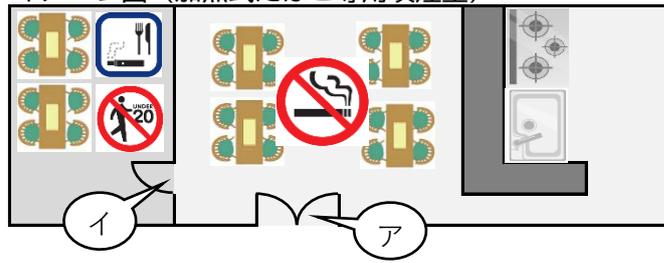
イメージ図（喫煙専用室）



加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合

加熱式たばこ専用喫煙室以外の全ての店内を禁煙とする方法です。加熱式たばこ専用喫煙室では、他の客席と同じように、飲食等のサービスを提供することが出来ます。

イメージ図（加熱式たばこ専用喫煙室）



注意 1 標識の掲示義務

喫煙可能な設備を持った施設には、「喫煙専用室の出入口付近」及び「施設の主たる出入口付近」の2箇所に標識の掲示が義務付けられています。

施設の主たる出入口付近に掲示
(上記イメージ図「ア」付近)



喫煙専用室の出入口付近に掲示
(上記イメージ図「イ」付近)



標識は、厚生労働省HP「なくそう！望まない受動喫煙。」からダウンロードできます。※当課でも配布しています。※必要事項を記載していれば、任意の様式のものでも差し支えありません。

注意 2 喫煙室専用室・加熱式たばこ専用喫煙室設置の要件

喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設置する際は、たばこの煙の流出防止に係る以下の技術的基準を全て満たす必要があります。

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙が、室内から室外へ流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

※施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする。

注意 3 管理権原者の責務

- ① 適切に標識を掲示すること
- ② 喫煙専用室の技術的基準の維持をすること
- ③ 20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはならないこと（お客・従業員・清掃員含む）

※「喫煙専用室」・「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置するにあたり、届出の必要はありません。

《関連情報》

- 受動喫煙対策に係るコールセンター（厚生労働省）0120-251-262 ※受付時間9:30～18:15（土日・祝日は除く）
- 受動喫煙防止対策助成金 埼玉県労働局労働基準部健康安全課 048-600-6206
- 受動喫煙防止対策に係る相談支援 日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777
- 喫煙室などの要件の確認 当課職員が伺いますのでお気軽にご連絡ください。（風速計、デジタル粉じん計を使用）

担当先 川越市保健所 健康づくり支援課 健康づくり支援担当
住所：〒350-1104 川越市小ヶ谷817-1
☎：049-229-4121 ☒：kenkoshien★city.kawagoe.lg.jp